慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 山崎功著 イタリア労働運動史 |
| Sub Title | Isao Yamazaki, History of Italian labour movement, 1970, Tokyo |
| Author | 飯田, 鼎 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1970 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.8/9 (1970. 9) ,p.701(85)- 704(88) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19700901-0085 |
| Abstract | |
| Notes | 書評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700901-0085 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

とからして，大企業は必要以上の能力を抱えこむことになりがちである。役職制度に並行して，資格制度が設けられる理由の一つは，ここに求められる。

過剰能力を抱えることは，企業にとっては発展のための余力を持つということになる。しかし，活用されないと，能力は低下するということを注意しなくてはならない。体で覚えた熟練はかなり長期の保蔵に耐えられるが，学校教育で習得されるような抽象的知識は急速に消失してしまう。給与で厚遇されたとしても，急速に低下する能力が代償されるということにはなるまい。

能力の育成と活用が，人間尊重である。人間主義をとれば，企業は労働力を買い取るだけではなく，人間能力の活用を義務づけられなくてはならない。職位と能力のバランスを保つには，職種別採用といった措置をとる必要が出てくる。また，就職者の側では，仕事ではなくて，会社を選ぶといった態度が是正されなくてはならない。育成という面では，企業の教育責任が問題になる。教育をし，やり甲斐のある仕事を提供することが，企業の社会的責任になるのはそう遠い将来ではなかろう。人手不足が本格的なものになり，量的だけのものではなく，質的なものになってくると，このような方向が次第に開かれてくるのではなかろうか。そうでないと，企業は人材を誘引することができなくなるだろう。

自律性に裏づけられないと，能力主義は真価を発揮できない。自律性を喚起するための最善の道は，参画である。結果はたとえよくても，自分が参画しないものについては満足しないのが，若い世代の通例になってきている。自律性こそ，彼らにとっての価値である。参画を通して，能力主義は納得づくのものになる。

参画を徹底するには，目標設定に参与するだけではなく，業績の自己評価をも可能にしなくてはならない。このためには，人事考課が当人に公開され，それは彼の能力開発に役立てられるようなものにならなくてはならない。育成と活用に並んで，このような措置がとられると，自己啓発の道が大きく開かれる。その結果，組織のなかの人びとは歯車的存在ではなく，それぞれ独自の動機を持つようになる。みずからの動機づけが可能になることによって，組織の性格はかつてのものとは大幅に違ったものになる。

参画は上司の権限に属するとされていたものを部下に譲り渡すことを意味する。これが拡大されると，ライン関係はスタッフ的なものになる。これはラインがスタッフ的に行動するということを意味する。かくて，経営者職能の重点は，命令や監督から助言や教育へ移る。かくて，階層的性格は緩和され，組織は柔軟なものになってくる。柔軟というのは，組織が個性の発揮を許容するということを意味する。これによって，組織は機械的性格を克服して，生物的なものになり，環境変化への適応力を強化する。環境に受身的に順応するだけではなく，それに自主的に対応するところに，人間組織の特性が求められる。

能力主義の問題点は誰を抜擢するかという選択のむずかしさよりも，取り残された人びとの士気の低下をいかに防止するかにある。経営者が部下の絶対的忠誠を期待することが可能であり，シンボルにとどまり得るならば，誰でも経営者の椅子につくことができる。これからして，地位をめぐっての競り合いが出てくる。能力主義を円滑に実施するには，経営者の地位を厳しいものにしなくてはならない。こうすると，能力に自信のないものは，自発的に競争圏外へ去る。また，仕事に無関心ではないとしても，レジャーやマイホームを楽しもうとする人びとは，昇進を故意に避けようとする。この状況においては，年功序列の逆転は素直に受け入れられる。そして，昇進したものを羨望の眼で見ることがなくなり，1人の抜擢が9人の沈滞を招くという事態を回避することができる。

各人が能力や好みに応じた生活方針を立てるようになると，地位をめぐっての無用な摩擦はなくなる。問題をビジネスライクに割り切れば，社内の地位格差に神経質にならないでもすませられる。企業を共同体的なものとして受け取っていては，このような割り切り方はむずかしい。この点からしても，経営家族主義は能力主義導入の妨げになる。役割上の違いを身分的なものにするのは，能力主義の時代にふさわしくない。人格についての根本的平等を前提としてはじめて，能力主義による差別に耐え得る体質ができあがってくる。

参画による差別という内容を持つ納得づくの能力主義は，アメリカ的方式を越えたところにある。それは安易な平等観念を克服して，真の平等に向う道につながっているはずである。この道をたどることは，モデルなき前進を意味するものであるといえる。



# 書　評

山崎　功 著

## 『イタリア労働運動史』

この著作は，すでにイタリア社会運動史，「現代イタリア史」，「バーミュロ・トリアッティ」，「アントニオ・グラムシ」などのイタリア社会主義運動および労働運動史の研究の領域において，先駆的な業績を樹立された著者のライフ・ワークともいうべき労作である。この厖大な研究は，おそらく近年におけるヨーロッパ労働運動史研究のなかでも，もっとも注目すべきもののひとつであると思われるが，しかしこの書を通読して何よりも深刻に印象づけられたことは，同じくヨーロッパといっても，たとえば先進国といわれるイギリスや，イタリアと密接な関連にあったフランスやドイツのそれと比べた場合，何といういちじるしい差異があることかということである。まことに労働運動におけるイタリアの途は，それ自体きわめて独自のものがあり，従ってしばしば，日本とイタリアとは似かよっているというようなことを耳にするが，しかし労働運動にかんしていえば，それは全く異なった性格のものである。ここでは，以上のような国際的な広い視点から，本書について紹介することとしよう。まず本書は，つぎのような内容から成り立っている。

序論　イタリア資本主義の成立
I　最初の労働者組織
II　国際労働者協会と社会民主同盟
III　社会主義運動の開始
IV　アナーキズムの勝利と敗北
V　労働者政党の誕生
VI　イタリア社会党と労働評議会
VII　社会主義の凋落
VIII　改良主義・革命的サンディカリズム
IX　"赤色週間" 前後の情勢
X　『オルディネ・スオーヴォ』誌と工場協議会
XI　工場占領
XII　イタリア共産党の創立
XIII　統一戦線の失敗とファシズムの支配
XIV　リョン・テーゼ
XV　社会党・共産党の行動統一協定
XVI　反ファシズム抵抗運動
XVII　反ナチズム蜂起的総罷業
XVIII　共和国憲法の成立
XIX　構造的諸改良の路線
あとがき

この目次をみれば明らかなように，本書は「労働運動」について語るよりは，より多く社会主義運動，すなわち社会主義政党の運動について書き記しているように思われる。一体これは何故であろうか。わたくしは，著者の問題認識のなかに，イタリアの労働運動が，社会主義政党の運動ときってもきれぬ関係にあるという強烈な把握が根強いということを感じないわけにはいかない。事実こうした認識は，イタリア労働運動の姿を忠実に反映したものと思われるが，イタリアでは何故に，かくもイデオロギー闘争が労働者階級の運動を主導しつづけて今日に至ったのかという点についてのわれわれの理解は今もなお明確ではないように思われる。筆者はこの点を基本的な問題意識として，本書に即して，イタリア労働運動においてもっとも基本的な問題と思われるつぎの諸問題につき考察してみたいと考える。

まず第1に，初期のイタリア社会および労働運動におけるマルクス主義と無政府主義との関連，つぎに第2に，イタリア資本主義の本質を規定するものともいうべき南部問題とこれと必然的に絡み合うところの北伊労働者と南伊農民との提携，いわゆる労農同盟の問題，第3に1910年代から20年代にかけてのイタリア共産党の成立と新しい革命理論の創出，第4に，ファシズム政権の成立と統一戦線の問題，とくに，ファシズムを前にしての共産党と社会党との統一行動とこれにたいするコミンテルンの態度とのさまざまな矛盾，そして最後に，第2次大戦中および戦後における反ファシズムおよび反ナチズム抵抗運動と構造的改良の問題であろう。このほかにも問題は少くないが，以上の問題整理の上で，もっとも重要な問題は何かといわれるならば，いうまでもなく，第3の問題，すなわち，社会党および共産党とのきわめて困難であった統一行動にかんする諸章であろう。従って，この問題を中心として，著者の論点についてふれ，筆者の見解をものべることにしよう。

まず，イタリア労働運動におけるアナーキズムの勝利についてふれる場合に，それが何故に，マルクス主義に対抗して，労働者階級の間に根を下すことができ

たのか。この点は大きな問題であろう。そのひとつの理由として，労働者の組織が非常に脆弱で，たとえば，イギリスにみられたように，19世紀前半から後半にかけてすでに強固な craft union が成長し，熟練労働市場が全国的な規模で形成されたのとは根本的に異なっていた点が特徴的である。1840 年代に，「イタリア職工連合」なる組織が結成されたのであるが (29 頁)，それはマッツィーニの「青年イタリア」の運動の一部門としてであったのである。しかしこれは労働組合というにはあまりにも微弱な運動であり，むしろはじめはマッツィーニの影響下にあって，相互扶助的組合として誕生をみたのは，1850 年，トリーノにおいて，サルデーニャ王国内に散在する組織を糾合した「トリーノ職工協会」であった (31 頁)。最初は相互扶助的な組合の連合組織として発展したこの団体は，一方において本来の労働組合として労資協調の路線の上で職業的利益の追求を行いながら，ミラノにおける第 8 回大会以後，イタリア統一を，この組織によっておしすすめ，普通選挙を実現しようとする民主派とイタリア統一を「王家のもとに」統一しようとする「国民協会」を中心とする保守的な自由派との対立を中心として発展した。やがて民主派がこの運動の主動権を掌握するのであるが，同時にその時期すなわち 1860 年代は，マッツィーニの提起した国民的統一と普通選挙が，運動の目標として定着し，民族独立の思想が明確に労働者階級によって意識されていく過程において，マルクスの第 1 インターナショナルの運動とバクーニンのアナーキズムが，相前後して深刻な影響を与えはじめたことによって，民族主義をめぐって社会主義とアナーキズムが複雑な姿勢を示すこととなったのである。マルクス主義は何故に，初期の段階においてイタリアにおいて勝利をしめることができなかったかは，つぎの点にあると思われる。(1)すでにみたように，国内的統一の不充分と労働者階級の未成熟，(2)資本主義発展の後進性のために，労資の対立が明確な形では現われなかったこと。(3)南部問題にみるように，マルクスの理論をもってしてもその解放の途が容易に見出しえないほどの絶望的貧困の状態。

マルクス主義にみられる解放の理論は，労働力が極度に商品化され，資本・賃労働関係が明白な対立関係を通じて社会全体を貫く資本主義社会，具体的には，イギリスを想定して構想され，社会変革の担い手は，あくまでも近代的プロレタリアートとして把握しているのに反し，1860 年代のイタリアにはそのような諸条件の成熟が充分でなく，社会変革の担い手は，むしろ知識人や知的なエリートの課題として最初はあらわれたことが印象的である。イギリスでは，マルクスとともに第 1 インターナショナルの運動に積極的に参加した人々のほとんどが，労働組合主義者であったのに反し，イタリアでは，60 年代の社会主義運動の開始にあたって，そのような現象はほとんどみられなかったことに注目しなければならない。このことはまた，社会主義運動と労働運動との相異およびその相互関連が正しく把握されず，のちに大きな影響を及ぼすこととなるのである。「V　労働者政党の誕生」および「VI　イタリア社会党と労働評議会」をよめば，この点についての多くの例証を見出すことができるし，この両者の差異が明白に区別されるに至ったのは，1890 年代であって，この点について著者は適切につぎのようにのべている。「90 年代後半の経済悪化と統治の無能力という危機の進展は，同時に社会党と労働評議会の変化の進捗でもあった。のちにのべるが，ファッシ・シチリアーナ事件をはじめとして，年を追うごとに各地に多く爆発する叛乱ないし暴動を通じて，政党活動と労働組合活動とはしだいに明確に機能をわけあってゆく」(152 頁)。

イタリア社会主義運動におけるバクーニン派の圧倒的な影響そしてアナルコ・サンディカリズムという形での労働運動の展開は，南部を中心とする深刻な農業問題と深いかかわり合いをもっている。そしてこのような状況のなかで，イタリア資本主義における南部問題の重要性を強く意識し，これをマルクス主義の立場から理論的に把握し，イタリアにおける解放への途を指し示したのは，アントニオ・グラムシ (Antonio Gramsci) であった。南部農業地帯の収奪の上に立つ北部工業地帯の繁栄を前提として，ブルジョアジーの労働者階級にたいする賃金および労働条件の面での譲歩，労働組合の自由などの形での社会改良策にあらわれたジョリッティ (Giovanni Giolitti) の政策に対する社会党の妥協，そしてこれに対して，主として南部出身者の知識人によって指導されたサンディカリズムの潮流との対抗関係は，1900 年から 10 年にかけてのイタリア資本主義の危機を媒介として深化するのであるが，これは，南部の農業労働者と北部工業労働者の対立を誘発する。このような危険な傾向にたいして，Antonio Gramsci は，「真の意味でのリソルジメントを完成し，たんに領土を統一しただけでおわったブルジョアジーののこした仕事を，プロレタリアートが完成するために，南部問題を国民的土台の上でその歴史的諸側面を追求し，革命の問題と結びつけ，この視点から問題を提起したのであった。イタリアにおけるマルクス主義が，特殊な性格を刻印されているのは，イタリアに特有なこの南部問題に対する独特の姿勢に起因するのみならず，イタリア・ファシズムの発生も，この南部の貧困を土台として大きな力を振るうに至ったサンディカリズムから派生したという事実を考えるとき，イタリアの労働運動が，冒頭に指摘したように，革命的な政治運動と何故にかくも密接に結びつかざるをえないかがわかるような気がする。





このような結果として，イタリアにおける統一戦線の問題は，他国のそれと比較してきわめて異なった様相を呈する。もちろん，南部農業地帯と北部工業地帯の矛盾は，たんにイタリアのみにとどまらず，帝制ドイツのエルベ河以東の農業地帯と西部の工業地帯との関係においてもみられたところである。しかしドイツとイタリアとでは，条件は全く異なっていた。ドイツの場合は，19世紀末期に至って，相対的にその地位を低下させつつあったとはいえ，東エルベのユンカーはビスマルク失脚後もなお強大な権力を保持し，帝制の崩壊時まで支配階級の重要な支柱であった。ところが，イタリアの場合，南部農業地帯はイタリア資本主義の再生構造の上で，国内市場としての重要性をもたず，従って政治権力構造の上でもさして重要な地位をしめていなかった。このことが，統一戦線における両者の差異を決定的に規定するのである。

すなわち，19 世紀末から 20 世紀にかけて強大な独占資本主義の成立をみたドイツは，矛盾の深まりにもかかわらず，労働者階級の政党としてのドイツ社会民主党の分裂に乗じて，右翼社会民主主義の勢力の伸張を助け，第 1 次大戦後の全般的危機の状態のなかで，この社会民主党政権が危機を切り抜けるのに成功する。そしてこの政権がやがてナチズムへの橋わたしをするのであって，ここではたしかに，社会民主主義が社会ファシズムに転化する傾向が濃厚にみられた。ここではたしかに社会民主党右派は，明らかに労働運動に敵対するものとしてあらわれ，社会民主党と共産党との統一行動は望むべくもなかったのである。しかしイタリアの場合は，状勢はやや異なっていた。ドイツとは違って社会党が単独で政権を担当したことはなく，ファシズムの基盤となったのは南部の農業地帯を中心とする農民および小市民階級にたいして，北部の工業労働者によって支持層としてもっていたのであり，社会党自身のうちからファシズムを生み出したのではなく，むしろその母胎はサンディカリズムであったことは，ムッソリーニの行動をみても明らかであろう。また反ファシズム闘争において，もっとも勇敢に闘い，ファシストの凶暴な犠牲となったひとり，マテオッティ (Giacomo Matteotti) を想うとき，彼が社会党の右派に属する統一社会党の書記であったという事実は，何を物語るものであろうか。いうまでもなくそれは，ドイツ社会民主主義とイタリア社会民主主義の差異である。このような認識の上に立つならば，社共の統一戦線は，イタリアとドイツとでは異なった条件の下に展開されなければならなかったことはいうまでもない。ところが，コミンテルの指導は，このような状勢の差異を正しく認識することができなかったところに大きな問題があった。「XIV リヨン・テーゼ」は，この点について，まことに興味ある資料を提供する貴重な一節である。

とくにイタリアにおいては，社会党の反ファシズム闘争がきわめて遅しく，このことを正しく把握し，社共のそれぞれの自主的且つ対等の立場において統一行動が構想されるべきであり，コミンテルンもイタリアにおけるドイツとは異なったこのような条件を認識してこそ，反ファシズム闘争に対する正しい指導方針を打ち出すことができたのである。ところが1920年代の段階においては，コミンテルンはこれらの事情を理解することができなかったのである。その結果として，社会党の共産党への合併吸収という政策をうち出したのである。もちろん，この決定はやがて修正され，幾多の曲折をへたのち，1934年に，フランスにおいて社共行動統一協定が調印されたのであったが，統一戦線というもののもつむずかしさを，われわれに改めて感じさせるのである。統一行動が，一党にたいする他党の完全な征服の上ではなく，双方の平等の立場と相互の原則の承認の上にこそはじめて成功しうるものであることを，イタリアの労働者階級は示したのであり，戦後の構造的改良の政策も，この辛酸にみちた歴史的経験ののちに，はじめて編み出されたのだといえよう。

以上，きわめて豊かな内容をもつ本書から，筆者がよんで感じたことを中心として，理論的整理を行ってみた。本書は叙述的部分が中心であるため，理論的な分析が少ない点がやや残念であるが，これはむしろ著者が，事実をして語らしめるという実証史学の立場をとっているからと思われる。ここで筆者がとり上げた問題は，著者がその豊富な実証をもってわれわれに示

唆したもののほんの一部にすぎない。われわれは，著者がその「あとがき」にのべているように，「本書を一つの基石として，このなかにふくまれているさまざまの問題を，拡充し発展させて」いくことこそが課題なのだという感を深くする。この蕪雑な紹介の筆をおくにあたって，学問的研鑽にあくことなき情熱を燃やされる著者にたいし，深い敬意をあらわすものである。

（青木書店・1970年刊・A5・452頁＋26頁・2,000円）

飯田　鼎

---

ゴードン・リード著

## 『財政統制の政治学——下院の役割』

Gordon Reid: *The Politics of Financial Control. The Role of the House of Commons*, Hutchinson University Library, London 1966, 176 p.

〔I〕

「議会による国庫の統制，これはイギリスの憲法の基本的原則の一つとして主張されてきたものである。……しかし，この表現は，現代の産業社会にあっては一つの謎である。」この基本原則は，執行権力の優越を拘束しようとする代議士達の願望の表現であるとしても，規模と作用の両面において巨大なものとなっている政府の財政政策のもとにあっては，この原則の文字通りの適用は，敏速にして積極的な，そして一貫性のある政府における決定作成に対する一大脅威をなすであろう。それならば，この表現は，現代の経済的諸条件において何を意味し，今日のイギリス政府において何を意味するのであろうか？（p. 9）

ここで取上げるリードの書物は，このような疑問の提起をもって書きおこされている。ここから察せられるように，本書が主眼目とするのは，イギリス議会の最も重要な機能の一つ，「議会による財政の統制」の実態を明らかにすることであり，「現代の産業社会における代議制議会の役割と，私が議会政治と呼ぶところの過程」とについて問題を提起することである（序文 p. 7）。

〔II〕

〈1〉 本書は6章からなる。第1章は「財政に関する議会での手続きのミステリー」と題されている。この手続きという言葉で意味されているのは，議会における慣行，議事規則 Standing Orders，および，種々の法律の三つのものの複雑な合成物のことであり（p. 17），この点に研究の出発点を求めているところに，リードの独特な問題意識を見ることができるであろう。第1章では，リードは，議事手続きのルールの内容には立入ることをせず，その変遷の契機となった執行府と立法府の関係の変化，立法府内における権力のバランスの変動に着目する。

19世紀末以前の，政党が未だそれほど「闘争のための陣営」化していない状況のもとでは，下院における議事手続きの変更は，下院全体で，つまり，政党の個別的利害を越えて超党派的に処理されてきたのに対して，世紀末の普選制確立を契機とする政治の「大衆化」，政党の変質が進むに従って，議事手続きの変更は下院自体の問題として処理できなくなり，政府の側からのこれについての介入が見られるようになり，政治問題化するに至る。しかし，政治化した議事手続き問題で対立するのは，与党対野党ではない。与野党の幹部議員 Front-benchers 対与野党の陣笠議員達 Back-benchers なのだ。議会における与党の指導者達は，政府への拘束を強めるようなしかたで下院の権力を昂揚させることに消極的であるのは当然として，野党の指導者達も，野党の他の誰よりも政治権力の門口に近い所に立つ者として与党指導者と同様に消極的たらざるをえない。与野党の陣笠議員達は，少数党のメンバー達と共に，行政をチェックするための討論の機会を拡張することを求めて，手続きの改革に積極的に対処しようとする。手続き問題をめぐって，与野党の幹部議員達は立法—行政関係を行政に有利に，陣笠議員達は立法に有利に働くように改革しようとするのを見ることができる。この意味において，下院の手続きの改革は，「政府の ins と outs」という関係ではなく，「権力の ins と outs」という関係において把握・考察されねばならない，とリードは主張するのである（p. 27）。

立法府に対する行政府の優位の実現，議会の死滅，官僚制の勝利といった指摘は最早目新しいものではないが，この傾向的発展を促進したのは，政党における寡頭制支配の貫徹であった，といってよいであろう。19世紀末以来の全院委員会制度を中心とした財政上の





立法過程で，議員の討論が制限され立法上の自由が拘束されてゆくのは，このために他ならない。しかし他面では，立法府の地位の低下・政党寡頭制の支配に対して，陣笠議員の側からの抵抗が展開される。陣笠議員の叛乱 back-bencher's revolt と呼ばれるものがそれであり，議会の財政統制機能についていえば，この叛乱の所産として，特別委員会による統制という新たな局面が切り開かれることとなるのである。

議会による財政統制は，リードによれば，上記のように，財政の立法過程によるものと，特別委員会によるものとに大別され（p. 143），前者が第2，3，5の各章で考察され，後者は第4章で論究されている。第2章では，財政に関する議事の手続きを，かつて下院書記の任にあったキャンピオン Sir Gilbert Campion の整理に従って4つのルールに要約して，その起源，歴史的変遷，現代におけるその役割構造が考察されている。第3章では，これを受けて，特に歳出の統制の実態が，第5章では，歳入の統制のそれが論究されることになる。

〈2〉 さて，キャンピオンの4つのルールとは，大要次のようなものである。第1，財政に関する発議権は国王（およびその委任を受けた大臣）にのみある。第2，財政上の負担に関する議案はすべてあらかじめ全院委員会において審議される。第3，財政上の授権や承認は立法化されてはじめて有効なものとなる。その発議は下院においておこなわれ，同一会期内にその手続きを完了する。第4，財政に関する議事の各段階のあいだには，時間の間隔をおかねばならない。以上である。

これらのルールの作用の変遷を要約して，リードは次のように述べている。第1のルールは，「財政上の立法過程における政治を拘束するもの」として働くようになってきた，つまり，財政に関する事柄において陣笠議員の側での発議権を制限することになる。第2～4のルールは，表向きは，種々の理念の衝突を奨励し，代議制議会における自由な妥協の過程を促進するように仕組まれている。しかし，これらが現代において適用されるとき，ことに 1832 年以来，あるいは一層顕著には大衆統合政党の発展以来，第1のルールはその拘束的性格を一層強化する一方，他のルールも，意図された民主的効果をうばわれるに至っている。Front-benchers が権力を獲得し，Back-benchers は敗退したのである（p. 34～5）。

これらの手続きルールの歴史的変遷としてリードが論ずるところをここに再現するのは措くとして，リードの所説に特徴的と思われるものを以下に指摘しておきたい。

〈3〉 前記の要約からも明らかなように，「国王が要請し，下院は授権し，上院はこれに同意する」という政府と議会の財政上の関係（p. 36）が，政府による財政上の提案権の排他的独占，議員の立法上の権利の制限といった関係に推移してゆく契機は，19世紀中葉乃至後半の政治上の変化に求められている。リードによれば，この契機とは，「民主主義」の抬頭に他ならない。「社会改革への恐怖」，あるいは，「有産者と有識者を犠牲にして政治権力が愚かな大衆の手に投げあたえられる」ことへの恐怖がイギリス貴族層を支配するに至ったことこそが，この変化の発端を開かしめたのである（p. 39）。事実，「この（19）世紀の初頭における政治行動の規範であった“平和と緊縮”が，社会的正義と貧困の緩和への叫びにとって代られた」とき，「人民の代表者達は，抑制者たることをやめて（公共）支出に拍車をかけ始めたのである」（p. 67）。このような政治的環境の変化のなかで，1852 年と 66 年に，第1のルールに関する議事規則は，陣笠議員の立法上の権限を拘束する方向へと修正されていった。それは，立法府支配の強大な権力を執行府にあたえることを意味し，言葉を換えれば，議会における政治過程，従って，政治家，政党および圧力集団への不信を宣言するものであった（p. 42～4）。

この際重要なのは，現代において問題となる政党は，単に政治家の集団といったものではなく，寡頭制支配のもとに成立つ規律ある政党だ，ということである。そして，このことと，執行府による立法府の権限の拘束とが，実は表裏一体の関係にある，ということである。第2のルールにいう全院委員会とは，下院の議長を除く全議員によって構成されるもので，歳出委員会 Committee on Supply と歳入委員会 Committee on Ways and Means とを指すが，財政に関する議案はすべて，この全院委員会においてあらかじめ審議するというのが，イギリス議会における伝統的な慣行であった。成立の当初においては，国王の介入を排して自由な条件のもとで財政上の議案を審議するというのがその趣旨であったが，現代においては，この第2のルールは，全院委員会の議事運営の複雑な仕組みをとおして，陣笠議員達の修正（ことに認定費歳出予算の増額を結果するような修正）提案を不可能とする役割を果たす。執行府はこのようにして立法府を統制し，同時に，幹部議員達は，小規模の非公開の委員会での審議にくら